

火災気象通報に関する申し合わせ

札幌管区气象台（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、消防法第22条第1項の定めに基づき実施する火災気象通報について、次のとおり申し合わせる。

1 発表官署及び通報地域

火災気象通報を行う場合の発表官署は下表のとおりとし、概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

発表官署	地域名（一次細分区域名）
札幌管区气象台	石狩地方、空知地方、後志地方
旭川地方气象台	上川地方、留萌地方
室蘭地方气象台	胆振地方、日高地方
釧路地方气象台	釧路地方、根室地方
帯広測候所	十勝地方
網走地方气象台	網走地方、北見地方、紋別地方
稚内地方气象台	宗谷地方
函館地方气象台	渡島地方、檜山地方

2 通報基準

各発表官署が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。
ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

3 通報方法

「札幌管区气象台と北海道間の防災情報交換等に関する協定」の定める方法により通報する。

4 林野火災気象通報

林野火災気象通報は火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行うこととする。

5 通報時刻及び内容

（1）定時に実施する通報

毎日05時頃に、翌日09時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

通報内容は、対象地域、要素、期間、04時の気象官署及び特別地域気象観測所の気象実況とする。

(2) 臨時に実施する通報

先に通報していた気象状況の内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表または解除があった場合は、その旨を随時通報する。

6 その他

この申し合わせを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を所持する。

附則

平成23年5月18日 締結（平成23年5月18日発効）
平成24年10月1日 一部改正（平成24年10月1日発効）
平成25年10月1日 一部改正（平成25年10月1日発効）
平成25年12月10日 一部改正（平成25年12月10日発効）
令和元年10月24日 一部改正（令和元年10月24日発効）
令和4年11月22日 一部改正（令和4年12月1日発効）

令和4年11月22日

札幌管区気象台長 青木 元 （公印省略）

北海道知事 鈴木 直道 （公印省略）